

大阪府 大阪自動車税事務所 債権譲渡通知書 必要書類・記入上の注意

■ 債権譲渡通知書に添付が必要な書類

「過誤納金発生理由」が廃車（抹消登録）の場合	印鑑登録証明書（発行日から6ヶ月以内のもの。コピー可。ただし等倍に限る）等。
	登録識別情報等通知書、登録事項等証明書等、抹消日が確認できる書類（コピー可）。
重複（超過）納付の場合	印鑑証明書でなく領収証書〔原本〕（領収証書が発行されない収納方法（クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリによる納付等）による場合は、お支払い完了メール等領収証書に代わるもの）の添付でも可。
債権譲渡人（納税義務者）の住所・氏名が納税通知書又は車検証の住所と異なる場合	住民票、戸籍謄本、履歴事項全部証明書及びそれらの除票等、変更の事実が確認できる書類（コピー可）。
債権譲渡人（納税義務者）が亡くなっている場合	■ 法定相続人全員の署名・押印のある遺産分割協議書（コピー可） ■ 納税義務者が死亡したことが確認できる書類（コピー可）及び法定相続人全員が確認できる書類（コピー可）（除籍謄本、戸籍謄本、改製原戸籍等）。 ■ 相続人代表者の印鑑登録証明書（発行日から6ヶ月以内のもの。コピー可。ただし等倍に限る）等。 ■ 債権譲渡人（納税義務者）欄には相続人代表者の記入及び実印を押印してください。
債権譲渡人（納税義務者）が自動車検査証に記載のある住所（又は納税通知書送付先住所）から日本国外へ転出されている場合 ※記入上の注意は、下記⑩を参照してください。	■ 在外日本国大使館・領事館が発行した「サイン（署名）又は拇印証明書」（発行日から6ヶ月以内のもの。コピー可。ただし等倍に限る。氏名、国外の住所、生年月日、サイン（署名）又は拇印の記載が必要です）等。 ■ 自動車検査証に記載のある住所（又は納税通知書送付先住所）から日本国外へ転出されるまでの住所の繋がりが確認できる住民票の除票（転出国の記載が必要です。コピー可）。

■ 記入上の注意

- ① 債権譲渡人（納税義務者）の同意なく本書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪（刑法第159条）及び同行使罪（同法第161条）等の罪に問われることになります。
- ② 「自動車税種別割」は改正前の地方税法に規定する「自動車税」を含みます。
「自動車税環境性能割」は改正前の地方税法に規定する「自動車取得税」を含みます。
- ③ 自動車税種別割の場合、債権譲渡人は、当該課税年度の納税義務者（4月1日現在の所有者）となります。
なお、自動車税種別割、自動車税環境性能割ともに、所有権が留保されている場合の債権譲渡人（納税義務者）は使用者となります。
- ④ 他の都道府県の様式を使用せず、本書様式（大阪府様式）を使用してください。
- ⑤ 楷書で明瞭に記載、かつ摩擦熱で消えない筆記具を使用してください。
- ⑥ 記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、債権譲渡人（納税義務者）の訂正印（実印）を押印の上、正しい内容を記載してください。訂正印のないものや修正液及び修正テープで訂正したものはお受けできません。
- ⑦ 記載漏れ・記載誤り又は添付書類の不備等がある場合は、提出書類を返却し、過誤納金は納税義務者に還付することがあります。
- ⑧ 記載された過誤納金の課税年度の末日から1年を経過しても過誤納金が発生しない場合は、添付書類を含め本書を破棄します。また3月1日から3月31日の間は、オークションを理由とする債権譲渡通知書の先行提出はできません。
- ⑨ 債権譲渡人及び債権譲受人に府税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定によりその未納の徴収金に過誤納金を充当し、残額がある場合に還付します。
- ⑩ 債権譲渡人（納税義務者）が日本国外へ転出されている場合について、債権譲渡人（納税義務者）の「住所又は氏名」欄は、日本国での最終住所と氏名を日本語で記入してください。記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、サイン（署名）又は拇印の上、正しい内容を記載してください。

■ 提出先・問合せ先

大阪府大阪自動車税事務所 納税第五課 〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町2-7 電話番号 06-6775-1361(代表)